

令和5年産 産地交付金等のお知らせ

国の令和5年度予算の概算決定を踏まえ、産地交付金をはじめとする水田活用の直接支払交付金や畑作物の直接支払交付金等についてお知らせします。

令和5年産 県産地交付金

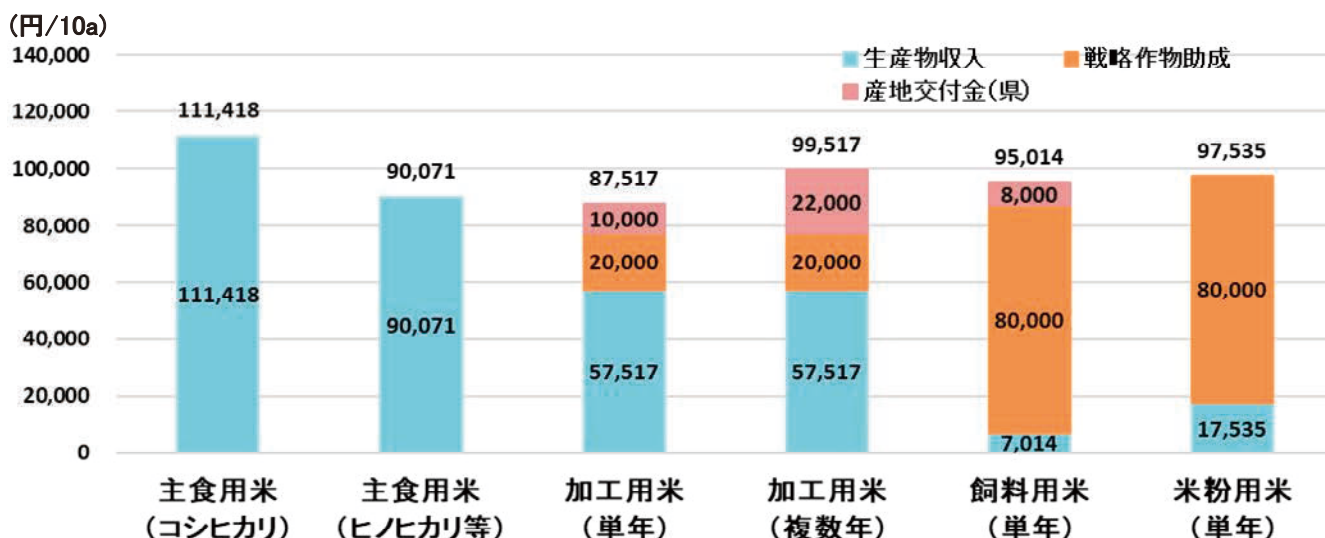
令和5年産の県設定メニューについては、基本的な枠組みを維持しつつ、飼料用米の単価及び野菜の区分を見直しました。

対象品目	使途内容
加工用米	コスト低減、品質向上、生産体制の集約化等の取組
	複数年(3年以上)契約の取組
飼料用米	担い手等が取り組む県内流通の促進に向けた取組
新市場開拓用米	担い手が取り組む輸出等の取組
野菜	担い手が取り組む露地野菜(作付面積10a以上)の取組

※交付単価等の詳細は次ページを参照ください。

作作品目別収入の比較(10aあたり)

主食用米だけでなく、需要のある品目で収益の確保を！



- ・生産物収入は、農林水産省マンスリーレポートを参考とした主食用米単価、県内集荷業者の聞き取りによる飼料用米、米粉用米の単価に、県平均単収501kg/10aを掛けて試算。
- ・飼料用米、米粉用米は、収量に応じ戦略作物助成の変動(5.5千円～10.5千円)がある。

令和5年産 水田活用の直接支払交付金(産地交付金)

県で予定している支援メニュー

現在、以下の内容で県段階の産地交付金を設定すべく国と協議しています。今後、内容に変更が生じる可能性があることについて、御留意ください。



【助成単価】 **10,000円**／10a 以内

【対象者】 加工用米を生産する農業者等

【対象面積】 加工用米を作付けた面積

【留意点】 下記に掲げる取組を1つ以上行っている必要があります。

- ①種子更新を行っているもの ②県内の加工業者と契約を締結しているもの
③加工用米の作付面積が1.0*ha以上

※特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2とする。

④兵庫県認証食品の認証を受けているもの



【助成単価】 **12,000円**／10a 以内

【対象者】 加工用米を生産する農業者等

【対象面積】 加工用米を作付けた面積のうち、複数年(3年以上)契約
に取り組む面積

【留意点】 3年以上の複数年契約の取組を対象



【助成単価】 **8,000円**／10a 以内

【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地
プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受
者であること 等

【対象面積】 飼料用米を作付けた面積(10a以上)

【留意点】 県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ
出荷・販売を行う取組であること

※多収品種導入支援は令和5年度から廃止



【助成単価】 **5,000円**／10a 以内

【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地
プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受
者であること

【対象面積】 輸出など内外の新市場の開拓を図る米を作付けた面積

【留意点】 輸出向け日本酒の原料用米は対象外(※国メニューは対象)



【助成単価】 **3,000円**／10a 以内

【対象者】 農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、
人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの
農地借受者

【対象面積】 野菜を作付けた(露地：10a以上)

※施設野菜の支援は令和5年度から廃止

国で予定されている支援メニュー

そば・なたね 新市場開拓用米

【助成単価】 **20,000円/10a** 以内 (※基幹作のみ)

【対象者】 そば・なたね・新市場開拓用米を生産する農業者等

【対象面積】 そば・なたね・新市場開拓用米を作付けた面積

新市場開拓用米 (複数年契約)

【助成単価】 **10,000円/10a** 以内
(※3年以上の新規契約(R5~)が対象)

【対象者】 複数年(3年以上)契約により、新市場開拓用米の生産に取り組む農業者等

【対象面積】 複数年(3年以上)契約により、新市場開拓用米を作付けた面積

地力 増進作物

【助成単価】 **20,000円/10a** 以内 (※基幹作のみ)

【対象者】 地域協議会単位で、水稻の作付面積がR3年度から減少し、対象作物の作付面積がR3年度から増加した地域において対象作物の作付を行う農業者等。

【対象面積】 R3年度からの拡大面積(ただし、対象外要件あり)

産地交付金 留意事項

県設定産地交付金メニューのうち「加工用米(複数年契約)」及び国設定産地交付金メニューのうち「新市場開拓用米(複数年契約)」以外のメニューは、**畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業と重複して交付金の対象とすることはできません。**

この資料に掲載されたメニューの他に、取組が地域(市町)段階で設定される産地交付金メニューの対象となる場合もあります。

都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合、農業者ごとに前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:5,000円/10a)を国が追加的に支援する制度です。兵庫県では「**県産農産物拡大応援事業**」により、**麦・大豆・飼料用米が前年から10a以上拡大した農業者に、拡大面積に応じて5,000円/10a以内で支援します。**

<トピックス>水田関係交付金試算シート作成!

水田関係の支援メニューが多岐にわたる中、御自身の営農規模から**水田関係交付金(戦略作物助成、産地交付金(国・県))**が概ねどの程度交付されるかを試算できるシートを、兵庫県活性化協議会HPに掲載する予定です。経営試算等に御活用いただければ幸いです。

「水田関係交付金試算シート」掲載予定URL(※令和5年4月に更新予定)

「<http://hyogo-nogyo-kasseika.com/kanren.html>」

【掲載予定ページ
QRコード】



畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

★ 令和5年産は、課税事業者、免税事業者で単価が変わります。

- 1 交付対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者
- 2 対象作物 麦(小麦・六条大麦等)、大豆、そば、なたね 等

3 交付単価

(1) 数量払

作物ごとに品質区分(等級/ランク)に応じた単価設定
※小麦のパン・中華麺用品種は別途単価設定あり

(2) 面積払

営農継続支払として、10aあたり20,000円(そばは13,000円)

(平均交付単価)

	課税事業者	免税事業者
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成)

★ 令和5年産は、令和4年産と同じ内容で実施されます。

1 交付対象者

販売目的で対象作物を交付対象水田で生産する販売農家・集落営農

2 対象作物

国が助成メニューを設定する戦略作物

対象作物 *1	交付単価
麦、大豆、飼料作物 *2	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 5.5万円~10.5万円/10a

*1 基幹作のみ対象 *2 飼料用とうもろこしを含む

畑地化促進助成(令和4年度第2次補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

① 畑地化支援

高収益作物17.5万円/10a※1

畑作物(高収益作物以外)※2 14.0万円/10a)※3

② 定着促進支援

高収益作物(2.0万円(3.0万円※4)/10a × 5年間)

畑作物(高収益作物以外)※2(2.0万円/10a※3 × 5年間)

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援※5(1.0万円/10a)

※1: R5年度までの時限単価

※2: 対象作物は、麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等

※3: 令和4年度補正予算における単価

※4: 加工・業務用野菜等の場合

※5: 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象。

①と②をセットで取り組むことが必要

交付対象水田の見直しについて

令和4年度以降、以下の方針で交付対象水田の見直しが行われます。

① 現行のルール(水張りができない農地(畦畔や用水路のない農地等)は、交付対象外)を再徹底。

② 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間(令和4年~令和8年)に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない。ただし災害復旧、基盤整備に関連する事業が実施されている場合は交付対象水田から除外しない。

③ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし湛水管理を1ヶ月以上行い、かつ連作障害による収量低下が発生しない場合は水張りを行ったと見なされます。